

特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 生方 裕

本日の説明の流れ



1. 令和8年度特別支援教育関係予算案について
2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上について

1. 令和8年度特別支援教育関係予算案について

特別支援教育の充実

令和8年度予算額(案) 51億円
 (前年度予算額) 51億円



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

- ◆医療的ケア看護職員の配置 4,642百万円(4,562百万円) **(拡充)**
 5,300人分(+400人増)
 ・学校における医療的ケア看護職員の配置(修学旅行等や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援
- ◆医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 13百万円(31百万円)
 ・医療的ケア児への保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

- ◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 57百万円(89百万円)
- ①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
 ・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築
- ②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
 ・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施
- ③高等学校における特別支援教育充実事業 **(新規)**
 ・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築
- ④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 **(新規)**
 ・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

- ◆インクルーシブな学校運営モデル事業 77百万円(77百万円)
 ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

- ◆聴覚障害教育の充実事業 36百万円(40百万円)
- ①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のためのコンテンツを開発 **(新規)**
- ②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実
- ◆外部専門家の配置等 180百万円(156百万円)
- ①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援 **(拡充)**
- ②災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

障害のある子供のICT環境の整備

- ◆入出力支援装置の整備 令和7年度補正予算額 473百万円
 ・障害のある児童生徒が1人1台端末(パソコンやタブレット)等を効果的に活用するために必要な入出力支援装置を整備(補助率10/10)
 <整備例> 視線入力装置、音声文字変換システム、点字ディスプレイ等

国立特別支援教育総合研究所におけるセンターの新設

- ◆ウェルビーイングS&Iセンター(仮称)の新設 73百万円 **(新規)**
 ・強度行動障害等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応するための「ウェルビーイングS&Iセンター(仮称)」の新設に係る経費

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、**医療的ケア看護職員を配置**するとともに、**特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備**や**外部専門家の配置**を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、**修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：5,300人分(+400人増) ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <p>※実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(単価・時間等)を決定することが可能。 訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</p>

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3
国：1/2 補助事業者：1/2(私立幼稚園)

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円(3年間(令和6年度～8年度))：1箇所×1,000万円)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスクリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

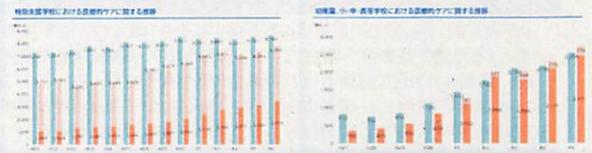
外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの**専門家の配置を支援**
配置人数：**730人分(+170人増)**

学校における医療的ケア実施体制整備事業

現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくとも支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 学校に在籍する医療的ケア児の数が増加しており、学校生活や登下校時における保護者の付添いの負担軽減に向け、**医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**を実施し、取組を推進する。



- 特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R6 **8,700人**
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R6 **7,813人**
- 幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R6 **2,559人**
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R6 **2,746人**
- (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和6年度)

事業内容

医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究(継続：令和6年度～)

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。(教育委員会 5箇所×約2百万円)

<取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

II 付添いに係るマニュアル等の見直し

※付添いなくとも安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討 実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。	②見直しに向けた取組の実施・検証 各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う	③成果の周知 効果的な取組について、事例を提供・全国への周知
--	--	-----------------------------------

<令和6年度時点の主な成果>

【早期の手続き実施】

関係機関と情報連携を行うこと等により、医療的ケア児の入学前早期に手続きを開始することで、より早期に医療的ケアの実施体制を整えることができた。



【通学支援事業のモデル実施】

登下校時の保護者の付添いに係る負担を軽減するため、医療的ケア児の通学支援のモデル事業を通して、関係者間の連携体制等の構築や課題の分析等を実施した。



【ニーズに応じた研修の充実】

新任看護師、通学車両に同乗する看護師及び教員向け等の研修を開催。オンデマンド方式を活用する等の工夫のもとに実施した。



担当：初等中等教育局特別支援教育課

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.6億円
0.9億円



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業 5歳児健診の結果を有効活用する等、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。 件数・単価 4箇所 × 1.9百万円 委託先 都道府県・市区町村教育委員会	学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究 学習障害のある児童生徒への適切なアセスメントを実施し、1人1台端末を含むICT機器を活用（アクセシビリティ機能等）した効果的な支援に関する実践研究を実施する。 件数・単価 5箇所 × 3.6百万円 委託先 都道府県・市区町村教育委員会	高等学校における特別支援教育充実事業 20百万円【新規】 高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。 件数・単価 4箇所 × 5百万円 委託先 都道府県・指定都市教育委員会
--	--	---

発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 10百万円【新規】

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



件数・単価 4箇所 × 2.5百万円
委託先 都道府県・市区町村教育委員会

担当：初等中等教育局特別支援教育課

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.8億円
0.8億円



現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（令和6年12月27日）
○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築に取り組む。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
- ▶ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置（構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など）
- ▶ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価 13箇所 × 約5.1百万円
委託先 教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価 1箇所 × 約9.6百万円
委託先 民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。文部科学省では「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、令和7年度事業において、聴覚障害や手話に関する理解を深めるための児童生徒等向けコンテンツ開発に取り組んでいるところ、令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、今後、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 教師等向け手話習得支援コンテンツの開発

手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教師や教員を目指す学生等が活用できる手話習得支援のためのコンテンツを開発し、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る。

(開発するコンテンツ例)

- 各教科等の指導、生徒指導や教育相談等の学校生活における具体的な場面に即した動画コンテンツ 等



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



担当：初等中等教育局特別支援教育課

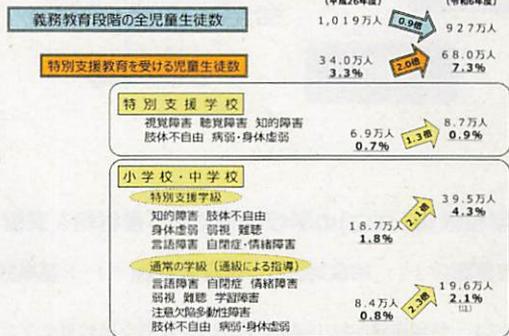
特別支援教育に関する実践研究充実事業

現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっていくとともに、自立と社会参加を見据えた就労支援が求められている。
- このため、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、上述のような政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施し、特別支援教育の更なる充実を図る。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、連続による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



事業内容

政策課題対応型調査研究(最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

[テーマ課題]

- 特別支援教育におけるICTを活用した教科指導に係る調査研究
- 盲ろう児に対する指導や家庭・福祉・関係機関等と連携した支援の在り方
- 特別支援学校における就労を見据えた農福連携の取組に係る実践研究(農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)

件数・単価 3課題×約4.5百万円 委託先 教育委員会、大学、民間団体

担当：初等中等教育局特別支援教育課



背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

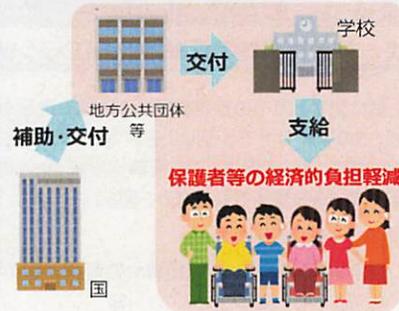
事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

※令和8年度より、小学校段階での学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設されることに伴い、従来本補助金において支援していた公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童の学校給食費(約14億円)は対象外となる。

ただし、特別支援学校小学部に在籍する児童の学校給食費については、法律補助を優先するため、引き続き、負担金にて支援。

◆支給イメージ



支援対象	国公立に在籍する ・特別支援学校の幼児児童生徒 ・小中学校の特別支援学級の児童生徒 ・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等	補助対象費目	教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費等 ※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を除く
実施主体	国(国立大学法人) 都道府県・市町村(特別区含む)	負担割合	国 1/2 (国立分は10/10) 都道府県・市町村 1/2

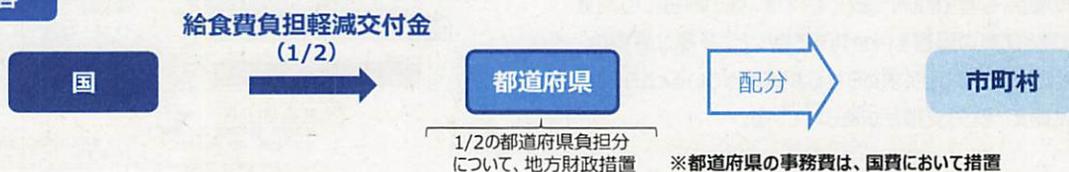
担当：初等中等教育局特別支援教育課 11

学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)



子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等(★)に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。(※個人ではなく、自治体向けの支援策)

事業内容



● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援(国1/2、都道府県1/2)

・ 支援額(※1)：給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。

※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能(特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能)

・ 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる(※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。)

● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食 : パン又は米飯等 + ミルク + おかず
補食給食 : ミルク + おかず
ミルク給食 : ミルクのみ

(基準額の考え方)

令和5年度学校給食費調査の全国平均(完全給食の場合、小学校で4,688円)に、近年の物価動向を加味して設定

★ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)
 ・ 「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について」(令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)
 ・ 三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について(令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省)



少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解・認識の高まりや、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒数は増加しており、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育の充実が求められている。

こうした現状を踏まえ、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的・組織的に対応するため、第6期中期目標期間を重点期間として、『ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)』を新設し、障害のある一人一人の教育的ニーズに的確に答えることができる教育の実現に貢献していく。

ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)

ミッション

- ◆ 新たな政策課題に中核的・機動的に対応する調査研究 ◆ 障害独自の特性のため自治体等では対応が困難な課題等に対応する指導助言・研修提供
 - ◆ 国内外の取組の現状把握・分析及び理解啓発のための情報発信等の強化
- ※S&Iとは、Solution & Innovation(課題解決&革新)、Inclusion & Support(共に学ぶ&サポート)、Individualization & Specialization(個別化&専門性)の3つの意味

調査研究の実施

- ◆ 多様化する教育現場の課題への対応(強化)
 - ・ 強度行動障害や盲ろう児教育等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応
- ◆ 民間企業等との共同研究(強化)
 - ・ 民間企業等と連携し、効果的な支援機器や教材に係る共同研究・開発を実施
- ◆ 次期学習指導要領に向けた調査研究(新規)
 - ・ 次期学習指導要領の内容や実装後の課題の調査研究を実施
- ◆ 国連障害者権利委員会勧告に向けた対応(新規)
 - ・ インクルーシブ教育システムの先進的取組事例等の調査や諸外国との比較分析
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた調査研究(強化)
 - ・ 地域・学校における現状と課題に焦点を当てた実践的な研究を実施

自治体へのアウトリーチによる指導助言

- ◆ 当研究所の研究成果を活用した地域課題へのアプローチ等
 - ・ 過去に地域支援事業に参画した自治体にする指導助言を実施
- ◆ 教育課程・指導法の開発及び指導者向け研修等の実施(新規)
 - ・ 次期学習指導要領を踏まえた教育課程・指導法の開発や、実践的な研修の実施

国際的な情報収集・情報発信による理解促進

- ◆ 諸外国の特別支援教育に係る情報発信(強化)
 - ・ 諸外国の特別支援教育施策に関するレポート等を戦略的に作成・公表
- ◆ 諸外国の最新の動向の把握・分析(強化)
 - ・ 令和9年度の日審査を念頭に、国際学会への参加を通じた各国の状況を把握
- ◆ 海外の研究機関等との交流(強化)
 - ・ 海外の研究機関との研究協力・交流や協議会の開催等の交流事業を実施

特別支援教育にかかる理解啓発のための情報発信

- ◆ 改正障害者差別解消法や学習指導要領を踏まえたインクルDBの更新(新規)
 - ・ 学習指導要領の改正に係る動向等を踏まえ、インクルDBを計画的・継続的に充実
- ◆ インクルDBの活用に係るセミナーの実施(強化)
 - ・ インクルDBを効果的に活用した取組や研修を広める実践的なセミナーを開催
- ◆ リーフレット、コンテンツ等による普及啓発(新規)
 - ・ WSIセンターにおいて実施する調査研究の成果等を情報発信を実施

クロスアポイントメント等による所外専門研究者等の研究活動への参画

新たな「定数改善計画」の策定 (令和8年度~令和10年度) (義務教育費国庫負担金)

令和8年度予算額(案) 1兆7,118億円
(前年度予算額) 1兆6,210億円



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

新たな「定数改善計画」7,596人【24,605人】 (【】は令和8~令和10年度の改善総数(一部事項は令和7年度の既改善分を含む))

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。(児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。)

- ★ **中学校における指導体制の充実(35人学級) 5,580人【16,580人】**
令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。
- ★ **養護教諭の配置充実 104人【310人】**
複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ <小:851人→801人以上、中:801人→751人以上>
- ★ **学校事務体制の機能強化 222人【665人】**
複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設
- **生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】** (小:100人【300人】、中:550人【2,640人】)
小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
- **小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】**
学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援
- **学校統合のための支援 50人【150人】**
小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減(▲7,800人)のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等(▲2,692人)を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

(政府の措置)
第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教職員(略)について、一箇月時間外在在等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。
三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分等

- ・ 通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・ 定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +136億円

- **主務教諭の創設(令和8年4月~)**
学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。
- **教職調整額の改善 5% ⇒ 6%(令和9年1月~)**
教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。
- **部活動指導手当の見直し(令和8年4月~)**
月額2,700円 ⇒ 月額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し(1/4縮減。令和9年1月~)、算定方法の適正化等を行う。部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実と働き方改革**を実現

補習等のための指導員等派遣事業 115億円（116億円）

教員業務支援員の配置【拡充】	副校長・教頭マネジメント支援員の配置	学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）
<p>人数：29,720人（28,100人）</p> <p><事業内容> 教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援</p> <p><想定人材> 地域の人材（卒業生の保護者など）</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p>	<p>人数：1,300人（1,300人）</p> <p><事業内容> 副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援 ▶業務内容のイメージ 副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等</p> <p><想定人材> 退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 	<p>人数：7,950人（9,200人）</p> <p><事業内容> 児童生徒一人一人にあっつきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習サポート進路指導 ・キャリア教育 ・学校生活適応の支援 ・教師指導力向上等 <p><想定人材> 退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 

校内教育支援センター支援員の配置事業 9億円（4億円）

<p><事業内容> 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援</p> <p>※ 対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の質向上に向けた研修の実施に係る経費も含む</p>	<p><配置校数> 4,000校（2,000校）</p> <p><実施主体> 学校設置者（主に市区町村）</p>	<p><負担割合> 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 
---	--	--

（担当：初等中等教育局教育職員政策課） 15

2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上について

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理 (令和7年10月15日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)【概要】

令和8年1月7日
特別支援教育作業部会
資料 4 - 2

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、**子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換** → 教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要。
- 現在のいわゆる「**教師不足**」の背景にある教師の年齢構成に起因する**大量退職**とそれに伴う**大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない**。
- 令和6年の中教審答申(「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた環境整備)、学習指導要領改訂に向けた議論等も踏まえ、「**学び続ける教師**」を育成・確保する必要。

→ 教師人材の質の向上と入職経路の拡幅を強力に推進し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速することが必要。

諮問で示された主な検討事項

① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も 見据えた教職課程の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、**教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要**。
- ✓ **教師の育成は、大学全体の学びの中でなされるべきであり、教職課程において共通で学ぶ内容は厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき**。
- ✓ **教職課程において修得すべき内容*やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方**を検討することが必要。(※服務倫理、心理・福祉、いじめ対応等)
- ✓ **学習指導要領の改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠**。
- ✓ 教員養成における大学院での学びにおいて、**臨床的、実践的な教育研究をどのように位置づけていくべきか、検討が必要**。

② 教師の質を維持・向上させるための 採用・研修の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 教員採用は他の公務員だけでなく、**他職種と同じ市場で人材獲得競争をしているという現実を前提**に考えていく必要。採用広報を教育委員会だけに委ねることに限界があり、**国と地方が一体となった広報戦略が必要**。
- ✓ **教員採用選考の第一次試験の共同実施**には様々なメリットがあると考えられ、引き続き具体策を検討すべき。
- ✓ 現職教師等が学びたいときに学びたいことが学べるよう、**経済的負担の軽減等の環境整備、研究・研修休暇等による学びの促進**を検討すべき。
- ✓ 研修等に参加しやすくなるよう、**教師の一時的な不在をカバーできるような人材の採用についても検討**すべき。
- ✓ **教師になった者への学部段階の奨学金返還免除**については、大学院段階の検証や自治体独自の取組も含めた**効果の分析が必要**。

③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が 教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 大学院段階における教職課程の在り方について、**多様な学部出身者や社会人経験者が新しいプログラムを履修することによって標準的なレベルの免許状を取得できるような仕組み**を考えていく必要。
- ✓ **教員資格認定試験について、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身につけていけるような試験の在り方**についても今後検討していくべき。
- ✓ 社会人の教師入職を進めていく際は、**服務倫理や教職への理解等を、入職前後の学習プログラムで担保する必要**。
- ✓ 企業に所属する社会人の活用については、**学校のニーズや実情を踏まえつつ、派遣者の質を担保した上で、例えばシニア人材から始めて実例を増やし、それを若手～中堅世代まで拡大**することが考えられる。

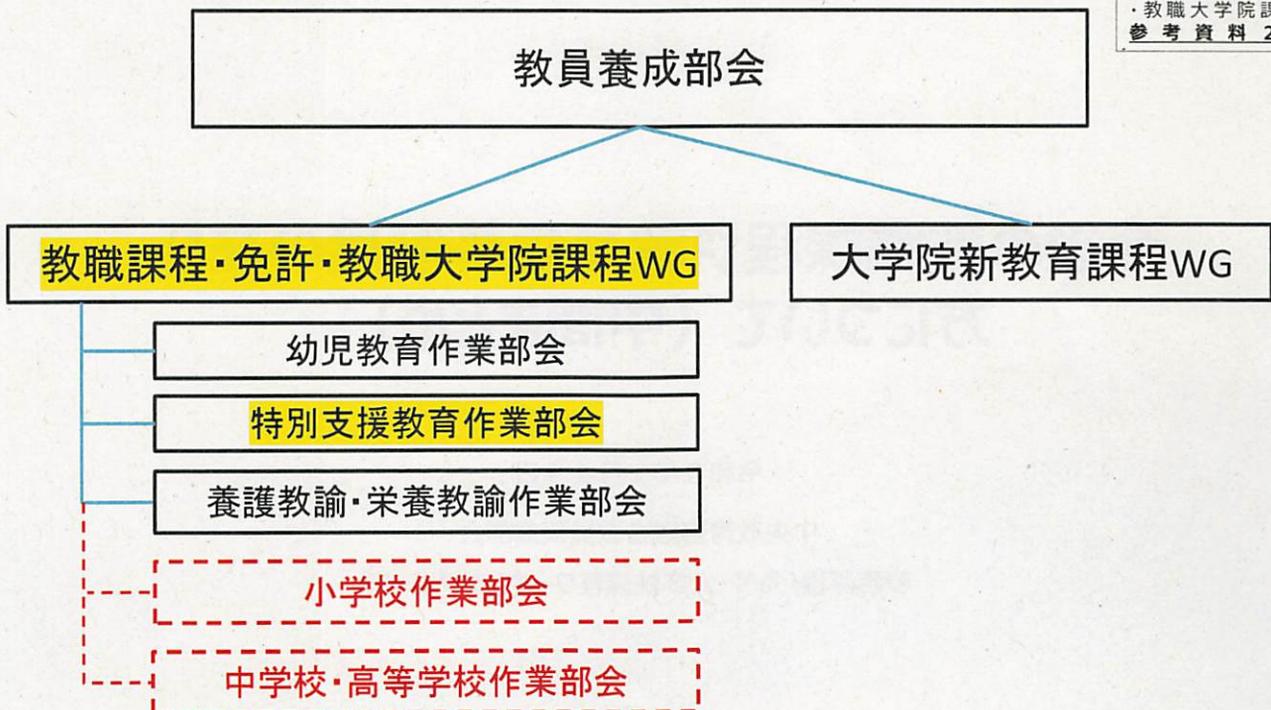
今後、**教職課程・免許・大学院課程WG、大学院新課程WG、幼児教育作業部会、特別支援教育作業部会、養護教諭・栄養教諭作業部会**を設置し、詳細を更に議論。その後、再度教員養成部会で議論し、**令和8年夏～秋頃に答申をまとめていく予定**。

17

教員養成部会ワーキンググループの検討体制 (改正案)

令和8年1月7日
特別支援教育作業部会
資料 2

令和7年12月18日
教職課程・免許
・教職大学院課程WG
参考資料 2 - 2



中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ
特別支援教育作業部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

青山 新吾	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科准教授・インクルーシブ教育研究センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授
甲斐 直美	佐賀県教育委員会教育長
國分 充	東京学芸大学長、日本教育大学協会会長
小林 繁	町田市立鶴川第一小学校長、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会副会長
小林 秀之	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
武居 渡	金沢大学人間社会研究域学校教育系教授
谷口 明子	東洋大学文学部教育学科教授
葉石 光一	埼玉大学教育学部教授
安田 咲登子	東京都立文京盲学校長、全国特別支援学校長会副会長

今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）

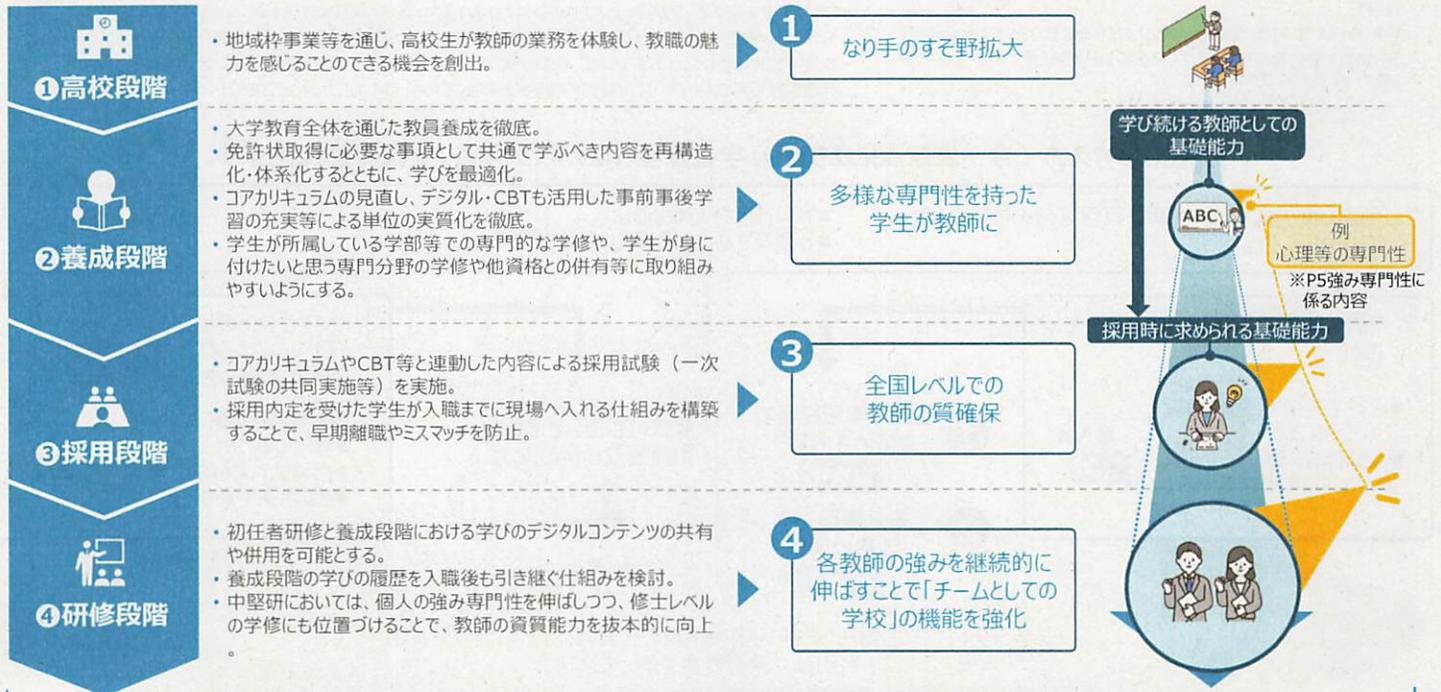
令和8年1月19日

中央教育審議会教員養成部会

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ

養成・採用・研修の各段階における教師の能力育成イメージ

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、**養成・採用・研修の各段階において**、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて**それぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組みにしておくことが必要**。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成**を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた強み専門性を更に伸ばせる機会を提供し、免許の上進がより可能となるようにする**。



①から④について大学と自治体や教育委員会等と連携し取り組む

教員免許状の見直しを通じた教師集団の育成イメージ

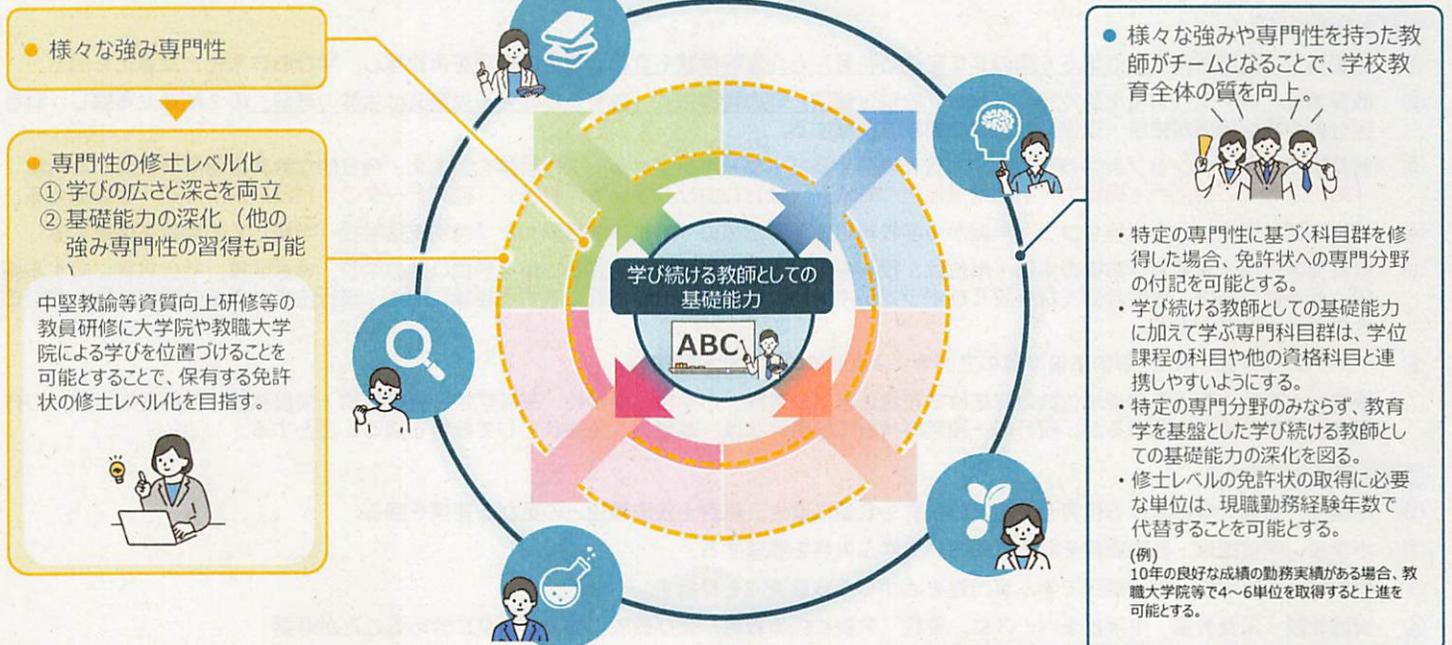
現行制度

- 大学により多少異なるものの学ぶ内容はほぼ同じ
- 同質性の高い教師集団
- 開放制では学位課程との両立が困難



- 二種免（短期大学士）と一種免（学士）で免許状の効力は同じだが、二種免は一種免への上進努力義務がある
- 一種免と二種免で学ぶ事項は同じ（単位の積み上げ式）

※「学び続ける教師としての基礎能力」の円から輪が太くなっていくことが入職後の教師の専門性の向上を表し、色の違いは、多様な専門性を表している。



身に付けた強み専門性を可視化し、かつ現職教員が保有する免許状の修士レベル化を目指すとともに
大学と教育委員会・学校現場との連携を更に強化。

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方①

教員養成・免許制度の原則

- ・「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- ・「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

教員養成部会「論点整理」より

- ・教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- ・学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- ・学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ・現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- ・教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- ・個別の要素だけでどの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展露する発想が重要
- ・学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- ・専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- ・次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- ・教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教科(領域)等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



- 1 全ての教職課程で学ぶべき内容※
- 2 各大学等での独自の学び

共通性
多様性

双方の見直しを通じた
教員養成の質の向上



3. 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現

強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

「大学による教員養成」と「開放制の教員養成」の原則

※教員養成の基盤となる教育学の深化も含む 23

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②

【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する ↔ ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する



○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む



前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科(領域)等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校(学級)」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと(幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校)の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

学校種毎の主な考え方

- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併有も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護(栄養に係る教育)及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージ

<幼稚園>現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位） 教職実践演習	5 2	5 2
大学が独自に設定する科目		14	2
		計 51	31

※上記に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭は免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要
※小学校、中学校は「介護等体験」が必要

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で49単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
領域の指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 領域に関する専門的事項 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	11～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 幼児理解 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	11～
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む）	5
教職実践演習	教職実践演習	2
	合計単位（目安）	29～

※単位数と事項の詳細は、今後幼児教育作業部会で検討を行う。
※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

25

<小学校>現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位） 教職実践演習	5 2	5 2
大学が独自に設定する科目		2	2
		計 59	37

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で55単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	18～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	10～
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）	5
教職実践演習	教職実践演習	2

※単位数と事項の詳細は今後小学校作業部会で検討を行う。
※介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める養育目標教職課程の中に含める形での再構造化を検討

26

<中学校>現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免8単位、二種免2単位	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位） 教職実践演習	5 2	5 2
大学が独自に設定する科目		4	4
計		59	35

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し
合計で51単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	12～
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）	5
教職実践演習	教職実践演習	2

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業審議会検討を待とう。31～
※介護等体験と免許法施行規則第6条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

<高等学校>現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位	24	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位） 教職実践演習	3 2	
大学が独自に設定する科目		12	
計		59	

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し
合計で49単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	12～
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む）	3
教職実践演習	教職実践演習	2

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業審議会検討を待とう。29～
※免許法施行規則第6条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

＜養護教諭＞現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一 種 免	二 種 免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
教育の基礎的理解に関する科目	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	養護実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4
	計	56	42

見直し

※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、養護教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

29

＜栄養教諭＞現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一 種 免	二 種 免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
教育の基礎的理解に関する科目	食に関する指導の方法に関する事項	8	5
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2
	栄養教育実習		
	教職実践演習	2	2
	計	22	14

見直し

※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、栄養教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

30

＜特別支援学校教諭＞現行

特別支援教育に関する科目		一種免	二種免	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(学校体験活動を含む 上限1単位)	3	3	
計		26	16	

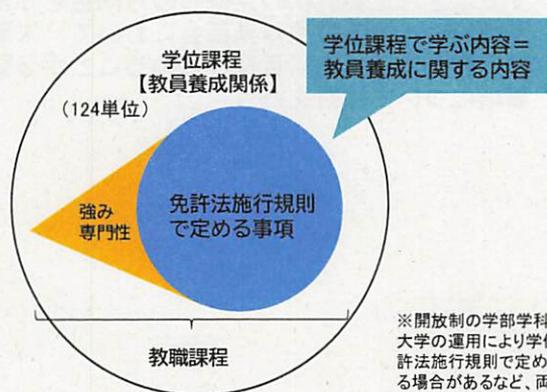
見直し

※基礎となる幼稚園・小学校・中学校・高等学校の免許状の見直しの方向性をふまえ、特別支援教育作業部会において、特別支援学校教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

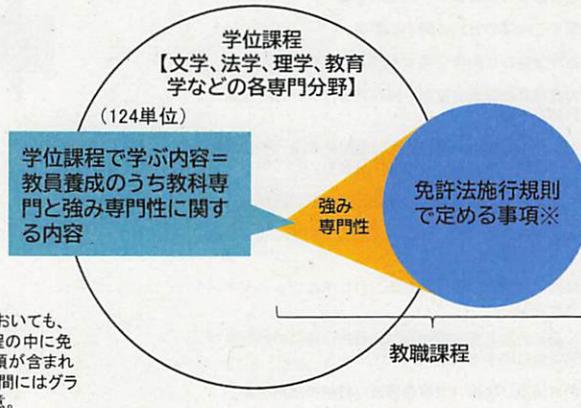
強み専門性のイメージ① 概要

(四年制大学の場合)

教員養成を主たる目的とする学部学科等



一般の学部学科等(※開放制)



※開放制の学部学科等においても、大学の運用により学位課程の中に免許法施行規則で定める事項が含まれる場合があるなど、両者の間にはグラデーションがあることに留意。

強み専門性(例)

- ① 学校教育や教科指導等の裏付けとなる各教科の専門的な事項に関する学習を学位課程全体を通じて修得(教育学、文学、法学、理学、AI・データサイエンス 等)
- ② 指導法や児童生徒理解等を更に伸ばす科目を修得(生徒指導、教育相談、学校・学級経営、STEAM教育、他校種理解 等)
- ③ 特別支援学校や他校種・他教科等、他の教員免許状科目(の一部)を修得
- ④ 教員養成と親和性の高い、他の資格科目の一部を修得(保育士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、社会教育主事・社会教育士、司書、登録日本語教員 等)

【指導法や児童生徒理解等】

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する単元・題材デザイン
- ・ 児童生徒が主体的に学ぶための学習環境設定
- ・ 多様な子供達にとって学びやすい基礎的環境整備・合理的配慮
- ・ 保護者理解と建設的対話
- ・ 認知科学・学習科学の知見を活かした授業づくり
- ・ 学習評価デザイン
- ・ 特異な才能のある児童生徒の才能の伸長と困難の軽減

【心理関係】

- ・ 社会・集団・家族心理学
- ・ 発達心理学
- ・ 障害者・障害児心理学
- ・ 心理的アセスメント
- ・ 心理学的支援法
- ・ 健康・医療心理学
- ・ 福祉心理学
- ・ 教育・学校心理学
- ・ 関係行政論

【幼保小の接続（特に保育関係）】

- ・ 保育内容の指導方法
- ・ 乳児保育
- ・ 子どもの食と栄養
- ・ 子どもの健康と安全
- ・ 子ども家庭支援

【AI・データサイエンス関係】

- ・ 情報基礎
- ・ 統計学
- ・ 教育データサイエンス
- ・ 教育データエンジニアリング
- ・ 人工知能基礎

※ 他にも教員養成の基盤となる教育学や各教科の専門事項など、様々な学びの要素が考えられるため、設計の詳細は、各作業部会と連携し引き続きWGで検討を行う。

【特別支援教育】

- ・ 特別支援教育
- ・ 特別支援教育課程
- ・ 発達障害教育
- ・ 言語障害教育
- ・ 重複障害教育
- ・ 視覚障害教育
- ・ 聴覚障害教育
- ・ 知的障害教育
- ・ 肢体不自由教育
- ・ 病弱教育

【日本語指導】

- ・ 外国人児童生徒等教育
- ・ 受入・校内体制づくり
- ・ 文化適応・アイデンティティ
- ・ 言語と認知の発達
- ・ 日本語の特徴
- ・ 子どもの日本語教育の理論と方法
- ・ 日本語指導の計画と実施
- ・ 社会参加とキャリア教育
- ・ 保護者・地域とのネットワーク構築
- ・ 実践研修

等

※学部学科における専門科目を通じて修得(20単位程度～)

令和8年1月7日
特別支援教育作業部会
資料 6

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修 に関する現状・課題と検討事項

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になることができることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。
- 教育職員検定（*）により、教員としての実務経験を生かして少ない単位数で免許状を取得したり、他の特別支援教育領域を追加することも可能。
*教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。

【教職課程】 大学等における単位

（根拠規定：免許法別表第1及び同法施行規則第7条）

特別支援教育に関する科目			専修免許状	一種免許状	二種免許状
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3
計			50	26	16

他の特別支援教育領域の追加

（根拠規定：免許法施行規則第7条第4項）

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
<第二欄>特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	8	8	4
	知的障害、肢体不自由又は病弱	4	4	2

【教育職員検定】勤務年数+認定講習等による単位

（根拠規定：免許法別表第7）

	専修免許状	一種免許状	二種免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状
教員としての勤務年数（*）	3年	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む
最低修得単位数	15	6	6

他の特別支援教育領域の追加

（根拠規定：免許法施行規則第7条第6項）

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
教員としての勤務年数（*）		1年	1年	1年 ※幼小中高での勤務含む
<第二欄>特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	4	4	2
	知的障害、肢体不自由又は病弱	2	2	1

*教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

35

特別支援学校教諭免許状の教職課程（教育職員免許法施行規則）

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目			免許状の種類	
			一種・専修免許状	二種免許状
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目（※）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
計			26	16

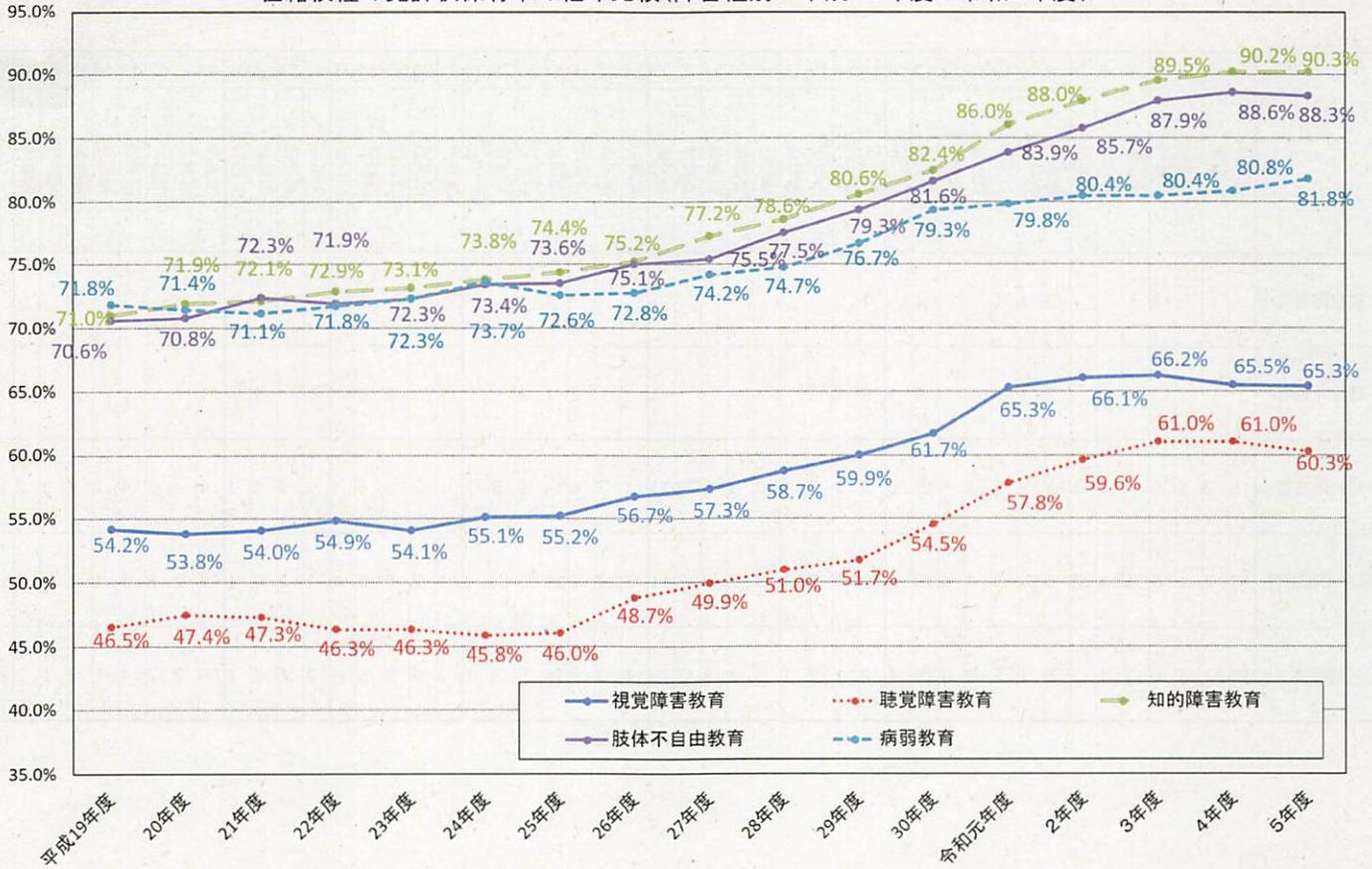
- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。
 - 視覚障害・聴覚障害
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
 - 知的障害・肢体不自由・病弱
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。
- 第四欄教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、第一欄～第三欄科目に関する単位をもって替えることができる。

36

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）



在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和5年度）



特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学数（令和6年4月1日時点）

			視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
二種免許状	通学課程	国立	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
一種免許状	通学課程	国立	10 (11)	17 (20)	52 (68)	51 (66)	49 (64)
		公立	0	0	8 (9)	8 (9)	7 (8)
		私立	1 (1)	4 (5)	108 (115)	104 (111)	102 (108)
	通信課程	私立	1 (1)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
	合計	12 (13)	22 (26)	174 (198)	169 (192)	164 (186)	
専修免許状	通学課程	国立	8 (9)	11 (13)	49 (52)	46 (48)	46 (48)
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	1 (1)	10 (10)	9 (9)	9 (9)
	通信課程	私立	0	0	1 (1)	0	0
	合計	8 (9)	12 (14)	60 (63)	55 (57)	55 (57)	

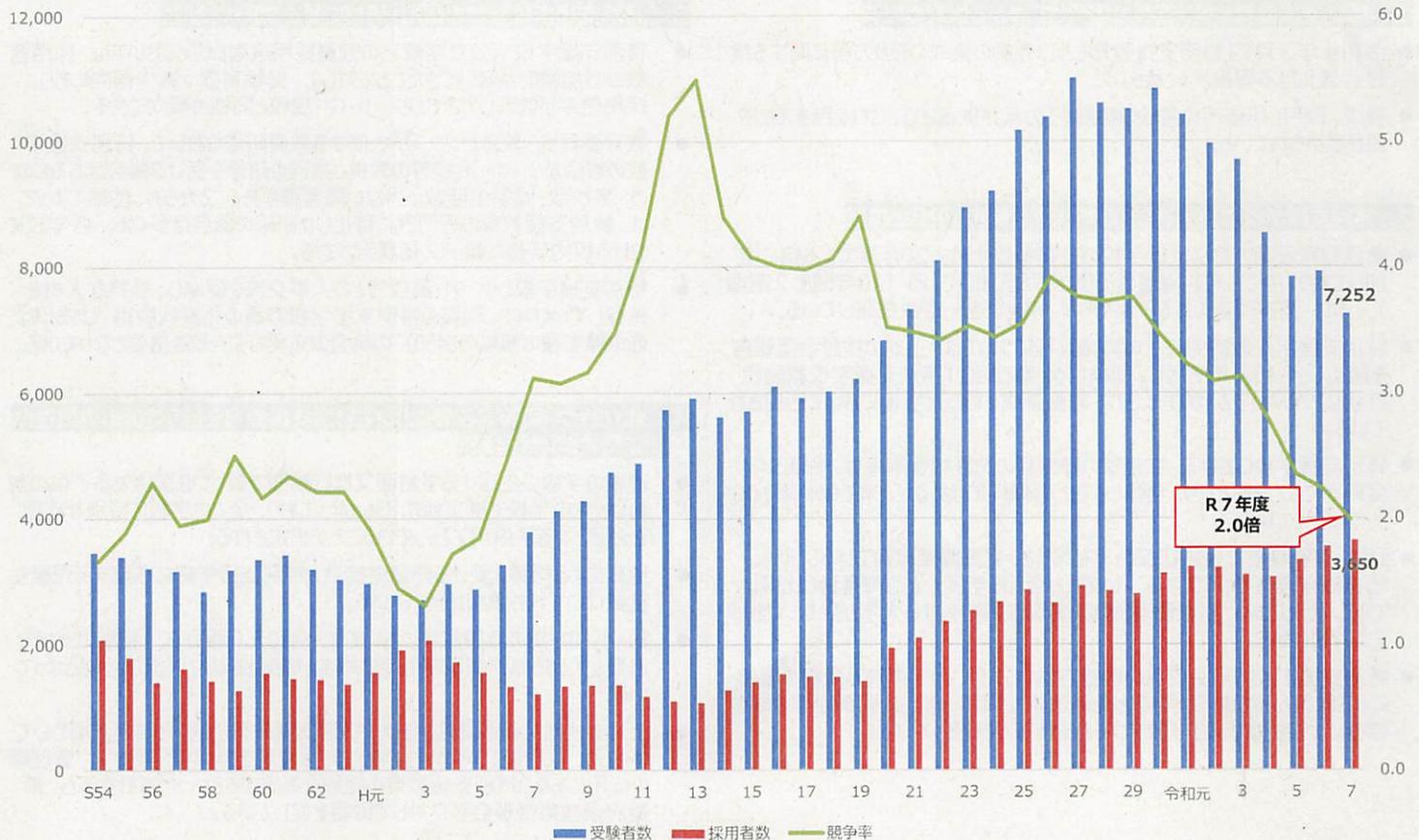
※（ ）内は、専攻・学科数。
 ※通信課程は国立、公立で認定を受けている大学はない。

特別支援学校教諭免許状の取得方法別授与件数



出典：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

特別支援学校（公立）教員採用試験の実施状況



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

（平成27年12月中央教育審議会答申）

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～

新しい教職課程の実施

「**特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解**」が、**1単位以上必修**

43

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修に関する現状・課題

1. 特別支援教育を担う教師の専門性にかかる検討の経緯

- 令和4年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」による報告がまとめられた。
- 養成、採用、研修等の各段階における方策が提言され、これを踏まえた取組が進められている。

2. 特別支援学校教諭免許状・教職課程に関する現状と課題

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍に増加しており、中でも知的障害の子供たちが増加している（10年間で2割増）。また、重複障害のある子供たちが、引き続き一定数在籍している。
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程については、上述の検討会議報告を踏まえ、令和4年7月に、同検討会議によって「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」が作成され、教員養成を行う大学等において活用されている。
- 特別支援学校における、在籍校の障害種の免許状保有率は、令和5年度時点で87.2%となり、全体として上昇傾向にはあるが、未だ保有率100%には至っていない。
- 特に、障害種別で免許状保有率を見ると、視覚障害教育では65.3%、聴覚障害教育では60.3%（いずれも令和5年度）と他障害種と比較して低い状況にあり、当該障害領域の教職課程を有する大学が少ないことがその背景にある。
- 特別支援学校教諭免許状の取得方法としては、大学の教職課程の履修による取得と、教職経験年数と免許法認定講習・認定公開講座等の単位修得による取得が、約半数ずつである状況が継続している。

3. 特別支援学校教諭の採用・研修に関する現状と課題

- 特別支援学校（公立学校）の教員採用選考試験においては、採用者数の増加傾向が続いてきたことに対して、受験者数は減少傾向にあり、採用倍率が低下してきており、小・中・高校と同様の傾向にある。
- 教育委員会・教育センターが主催する教員研修において、特別支援学校の教師が小・中・高校等の教員と共通の研修を受ける機会はあるものの、学校数・児童生徒数が少ない障害種があることから、地域によっては、特別支援教育の専門性に特化した研修の機会が多くなく、各学校における校内研修に頼っている状況がある。
- 特別支援学校と小・中・高校等との人事交流を促進し、多様な人材を確保していく中で、現職の特別支援学校教員の免許状取得（あるいは他の障害種の領域の追加）の機会の充実も引き続き重要となっている。

4. 幼・小・中・高等学校等において特別支援教育を担う教師の専門性向上に関する現状と課題

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面で著しい困難がある子供の割合は小・中学校で推定値8.8%となっており、全ての学級に特別な支援を必要とする子供が在籍していることが想定される。
- 通級による指導を受ける児童生徒数、特別支援学級に在籍する児童生徒数はいずれも増加が続いている。
- 幼・小・中・高の教職課程においては、令和元年度から、「特別の支援を必要とする幼児児童及び生徒に対する理解」1単位以上が必修となっている。
- 上述の検討会議報告を踏まえ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくため、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験する、管理職の任用にあたり特別支援教育の経験を考慮するといった方針を示し、都道府県教育委員会等に対して取組を促している。

特別支援教育作業部会における検討事項①

1. 特別支援学校教諭免許状・教職課程に関する検討事項

- 教員養成部会論点整理及び、教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ(案)において示された免許制度全体における見直しの方向性を踏まえ、特別支援学校教諭の免許制度や、その教職課程の在り方をどのように考えるか。

<教員養成部会論点整理より>

- 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す
- 社会の変化に伴った学びの在り方の変化にも対応できる、「学び続ける教師」を育成
- 教職課程において共通で学ぶべき内容は厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- 学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠

<教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ(案)より>

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生、教師が、生涯を通じてそれぞれの強み・専門性を伸ばせるような仕組みにしていくことが必要
- 養成段階では、共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み・専門性も含めた教師養成を行う
- (1)免許状取得に必要な事項・区分を再構成、(2)新たな教育課題に対応する事項を追加、(3)大学と学生の自立的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現を、見直しの考え方とする
- カリキュラムの単なる「量」ではなく「質」を重視する、「理論」と「実践」を子供の学ぶ姿を念頭に統合する、「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学習に取り組むという方向性を、カリキュラムのデザイン原理とする

- その際、特別支援学校教諭の免許制度の在り方については、以下のよう
な事項を考慮すべきではないか。

- ✓ 特別支援学校における免許状保有率の向上に向けた方策を、引き続き検討する必要があること。
- ✓ 現職教員による特別支援学校教諭免許状の取得や、大学卒業時には取得していなかった障害種(領域)の追加取得も推進する必要があること。
- ✓ 特別支援学校教諭免許状の教職課程は従来から、共通に学ぶべき内容と、障害種別の内容によって構成されていること。
- ✓ 見直し後は、大学と学生の自立的なカリキュラムデザインによって、幼・小・中・高の教職課程において、教師としての強み・専門性として、特別支援学校教諭免許状の取得のための科目を修得する場合も考えられること。

- 以下のような観点も踏まえ、特別支援学校教諭免許状の教職課程において身につけるべき資質能力、学ぶべき内容をどのように考えるか。

- ✓ 自立活動の更なる充実や、情報活用能力の抜本的強化といった、特別支援学校学習指導要領の改訂に向けた議論も踏まえ、教職課程において学ぶべき内容はどのようなものか。
- ✓ 小・中・高校における特別支援教育も含む、特別支援教育をめぐる現状を踏まえ、重視すべき内容や加えるべき内容はどのようなものか。
- ✓ 学校における合理的配慮の提供や基礎的環境整備、GIGAスクール構想による一人一台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤の活用といった、学校教育における課題について、どのように対応していくべきか。

45

特別支援教育作業部会における検討事項②

2. 特別支援学校教諭の採用・研修に関する検討事項

- 養成段階のみならず、採用・研修での取組も通じて質を担保していく方向性を踏まえ、特別支援学校教諭の採用・研修に関してどのように考えるか。

3. 小・中・高等学校等において特別支援教育を担う教師の専門性向上に関する検討事項

- 幼・小・中・高等学校において、全ての教師の特別支援教育に関わる専門性を向上していくため、採用・研修の段階における方策をどのように考えるか。

* 教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ(案)においては、幼・小・中・高の免許状取得に当たって共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化する方向性の中で、以下の案を提示している。

- 「各科目に含めることが必要な事項」として、引き続き「特別の支援を必要とする幼児児童及び生徒に対する理解」を含めるとともに、新たに「教育における多様性の包摂」を設ける
- 教育実習において、特別支援学校(学級)での実習を含むものとする

中間まとめを踏まえ、幼・小・中・高の教職課程の詳細は、それぞれ、幼児教育、小学校、中学校・高等学校の作業部会において検討することとされている。

46

○最後に、文部科学省としては、

障害のある児童生徒誰一人取り残すことなく、個別最適の学びの実現を目指して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を進め、いずれの場においても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの更なる推進に努めてまいります。

皆様におかれては、特別支援教育の一層の充実に向け、引き続きのご理解とご協力をお願いします。